

## 漏えい等報告・本人通知に関する改正

## ●法・規則改正の概要（番号法第29条の4、漏えい等報告規則）

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（情報提供ネットワークシステム等からの特定個人情報の漏えい等、不正の目的をもって特定個人情報が提供された等）に、委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知を義務化

## ●マイナンバーガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）改正の概要

漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置、委員会への報告及び本人への通知について、事例を含め具体的に説明

- ・漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置  
…事実関係の調査及び原因の究明、再発防止策の検討及び実施等を講ずることを記載
- ・速報の時間的制限の目安  
…事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、規則において原則30日以内と規定）

※「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）」「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（通知）（平成27年9月28日特個第581号）」を廃止し、本ガイドラインに移行

※マイナンバーガイドライン（事業者編）については、漏えい等報告・本人通知に関し改正済み（令和3年9月）

※その他デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第53条関係等の形式的な改正